事 務 連 絡 令和3年1月13日

各都道府県入札契約担当部局長 殿各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域 の変更(令和3年1月13日)に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和3年1月7日付け国不入企第31号)等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年1月13日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置 法に基づく緊急事態措置の対象として2府5県(栃木県、岐阜県、愛知県、京都 府、大阪府、兵庫県、福岡県)が追加されたところですが、令和3年1月7日付 け国不入企第31号等の内容を踏まえ、引き続き、適切なご対応を宜しくお願い します。

また、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象地域の拡大を踏まえた、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり事務連絡が送付されておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村(指定都市を除く。)に対しても、周知を宜しくお願いします。

事務連絡

大臣官房官庁営繕部 各 課 長 殿 各地方整備局 総務部長 企 画 部 長 営繕部長 殿 港湾空港部長 殿 北海道開発局 事業振興部長 殿 営繕部長 各 地 方 航 空 局 総務部長殿 空港部長殿 保安部長 総務部長 殿 国土技術政策総合研究所

国 土 地 理 院

管理調整部長 殿

総務部長殿企画部長殿

国土交通省

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の 対象地域の拡大を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年1月13日に緊急事態宣言の対象地域が東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の1都3県から栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を含む1都2府8県に拡大された。緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和3年1月7日付け国会公契第29号、国官技第251号、国官総第151号、国営管第412号、国営計第118号、国港総第514号、国港技第65号、国空予管第580号、国空空技第282号、国空交企第206号、国北予第46号)において通知したところであるが、1都3県に加え、拡大された地域の工事及び業務の対応についても、同通知に基づき、遺漏なきよう措置されたい。